

**日本国国土交通省航空局とカナダ運輸省航空局間の
民間航空製品の耐空性及び環境適合性の証明の相互受け入れのための
技術取極め（日本語仮訳）**

日本国国土交通省航空局（CAB）とカナダ運輸省航空局（TCCA）（以下「締結国当局」という。）は、以下の事項を考慮し：

「日本国国土交通省航空局とカナダ運輸省航空局間の航空の安全の推進に関する双務取極め」（1997年11月13日発効）（以下「BASA」という。）が、民間航空製品の耐空性及び環境適合性に係る証明の分野での技術取極め締結を想定しており、

各締結国が、本技術取極め（以下「取極め」という。）の適用を受ける民間航空製品の耐空性及び環境適合性に係る証明、承認又は受諾に関する他の締結国の基準及び制度が自国と十分に同等のものであると判断しており、

航空安全の推進及び環境保護のため、各締結国当局は、重複した技術的評価、試験及び検査を避けることで締結国当局並びに航空産業及び運航者へ課せられている経済的負担を軽減、最小化するために協力すること：

以下の理解に達した。

1. 一般

1.1 目的

本文書は、BASAの規定に基づき、民間航空製品の耐空性並びに航空機騒音及び航空機の発動機排出物に関する環境適合性に係る基準及び試験の締結国当局の実施手続を定めるものである。

BASAに基づく本取極めの目的は、各締結国当局が相互に相手国の民間航空製品に関する耐空性及び環境適合性に係る承認、環境試験を受け入れることにより、重複した技術的検査、評価及び試験を避ける際の同意及び条件を略述することである。

1.2 根拠

本取極めはBASAの第Ⅲ条に基づいており、締結国当局は相互に相手国の民間航空製品の耐空性及び環境適合性の承認等、並びに環境試験に関する基準及び制度を評価済みで、その結果そのような基準及び制度の理解を確立し、相互の当局の基準及び制度が本取極めを実行可能とするのに十分同等又は一致していることに合意済みである。

1.3 定義

本取極めにおいては、以下の定義を適用する。

- (a) “付加条件”：航空製品の設計の受け入れ又は航空製品の受け入れについて、締結国当局間の相違を明らかにするため、以下の分野において輸入国当局から通知される条件：
 - (i) 採用された耐空性及び環境基準

- (ii) 採用された耐空性及び環境基準により証明されない、今までにない又は通常でない製品の設計上の特徴に関する特別要件
 - (iii) 耐空性及び環境基準のうち適用除外事項又は同等の安全性を確認した事項、及び
 - (iv) 不安全状態を是正するための耐空性改善措置
- (b) “耐空性判定基準”：民間航空製品の設計、製造及び現状が、輸入国の耐空性に関する法令、規則、基準及び要件に適合していることを示すための、輸入国によって定められた民間航空製品の設計、性能、材料、作業者の技量、及び製造に係る判定基準
- (c) “民間航空製品”：BASAでの定義に同じ
- (d) “設計に関連する運航要件”：ある国における特殊運航を可能とする、製品の設計上の特質又は運航に関連する設計データのいずれかに影響を与える運航要件
- (e) “環境基準”：製品の設計、性能、材料、技量及び製造に関する輸入国当局の基準で、製品の設計、製造及び現状が輸入国の騒音及び発動機排出物に係る法令、規則、基準及び要件に適合することを要求するもの
- (f) “輸出国当局”：本取極めに関する型式設計、改造又は製品を輸出する国の当局
- (g) “輸入国当局”：本取極めに関する型式設計、改造又は製品を輸入する国の当局
- (h) “製品の耐空性に係る証明”：特定の製品について、発行当局の国の法令、規則、基準及び要件の下で、その運航又は使用を許容する、ある当局又はその代行者による耐空性に係る証明、承認又は受諾
- (i) “型式設計”：耐空性及び環境適合性を決定するための設計、製造、運用限界及び耐空性継続のための指示を含む、製品の全ての性質についての記述
- (j) “型式設計承認”：当局又はその代行者による製品の型式設計に係る証明、承認又は受諾

2. 対象範囲

本取極めは、以下に適用する：

- (a) 輸出国当局が設計責任を有している製品に対しての、輸出国当局によってなされた、型式設計変更を含む型式設計承認、及び輸入国の設計に関連する運航要件への適合に関する所見の、輸入国当局による受け入れ
- (b) 締結国当局のいずれか一方が設計責任を有するか又は製造国当局である製品の耐空性及び環境適合性に係る証明、承認又は受諾の、輸入国当局による受け入れ。第三国で一部又は全部を設計又は製造された新造品及び中古製品に係るものを含む。
- (c) 航空の用に供されている製品の耐空性継続に係る協力及び支援
- (d) 耐空性基準及び環境基準並びに証明制度を十分に同等に維持するための、締結国当局間の情報交換を含む技術協力及び支援
- (e) 相手国当局への技術的評価支援に係る協力

3. 手続

3.1 一般

各締結国当局は、その設計又は適切な場合にはその製造が相手国当局の責任の下で行われた輸入される製品に対し、輸出国によりその製品に対して、受理又は発行された技術評価、試験結果、検査、品質保証制度の監視、適合書、適合表及び証明に対し実務上最大限の信頼を置いて耐空性及び環境適合性に係る証明を発行するための手順を策定する。

3.2 型式設計承認

- (a) 輸出国当局が下記(e)項に係る設計に関連する運航要件、又は輸入国当局によりこれまで承認されている設計からの設計変更を含めて、製品の設計が輸入国によって規定された耐空性基準及び環境基準に適合していることを輸入国当局に対して証明した場合、輸入国は、設計承認に先立ちその法令、規則、基準及び要件への適合性の確認に際し、輸出国当局により実施された技術評価、決定、試験及び検査に対して自国が実施したと同等の効力を与えなければならない。
- (b) 輸入国当局は、ある製品に対する設計承認に係る耐空性基準及び環境基準を、輸出国当局が設計を承認する際に輸出国当局により適用された法令、規則、基準、要件及び証明制度を考慮し、また輸入国当局により決定される付加要件と併せて、決定しなければならない。
- (c) この目的のため、輸入国当局は以下の権利を有する。
 - (i) 輸入される製品、及び輸出国当局が適用した法令、規則、基準、要件及び証明制度に精通すること、
 - (ii) 製品が、輸出国当局が製品の設計承認申請を受理した時期に、輸入国において当該製品が設計又は製造された場合に適用されたであろう基準と同等の耐空性基準及び環境基準に合致するために、必要な付加要件を決定すること、及び、
 - (iii) 必要に応じ追加分析、試験を実施すること。
- (d) 製品の設計承認に際して輸入国当局により決定された耐空性基準及び環境基準は、その製品の設計について輸入国当局が充分理解した後速やかに輸出国当局へ周知されなければならない。
- (e) 輸入国当局は、輸出国当局の要請により、設計に関連する運航要件の最新のものを輸出国当局に周知しなければならない。

3.3 承認された型式設計の変更

- (a) 輸出国当局は、承認された型式設計に対する設計変更で本取極めに基づき輸入国当局が既に証明、承認又は受諾を行っている製品の形態に重大な影響を及ぼすものについて、輸入国当局に対し周知しなければならない。締結国当局が承認された型式設計に重大な影響を及ぼすと認識しなければならない設計変更の事例はAppendix 1に示されている。
- (b) 変更の審査の後、輸入国当局は輸出国当局に対し、当該変更の受け入れ、追加変更又は不受理を通知しなければならない。

3.4 製品の耐空性に係る証明の受け入れ

- (a) 輸出国当局又は輸出国当局の規則に従って指名された者が、輸入国当局に対して、輸入国当局により設計が既に承認された又はその過程にある製品が、輸入国当局から周知

された設計形態に一致し、かつ、安全に運航できる現状にあると証明した場合は、輸入国当局は、輸出国当局の規則に従って実施された技術的評価、決定、試験及び検査に対して、自国が輸出国の証明日に実施したと同等の効力を与えなければならない。

- (b) 製品の耐空性及び環境適合性に係る証明、承認又は受諾の際に、輸入国当局により必要とされた追加検査が実施又は決定されることがある。
- (c) 3.4(a)項に関し、TCCA又はTCCAにより指名された者が発行する装備品／部品の耐空性証明書類は、TCCA 24-0078様式によらなければならない。
- (d) 3.4(a)項に関し、CAB又はCABが認定した認定事業場が発行する装備品／部品の耐空性証明書類は、CAB安全証明書、適合証明書又はCAB第18号様式のうち適切なものによらなければならない。

3.5 製造の概観

- (a) 相互合意により、締結国当局は相手国当局に代わり以下を実施する。
 - (i) 両締結国当局により受け入れられた製品の製造に係る品質保証制度を監視し、改善の必要性の評価、是正措置の設定、及び／又は承認された設計との適合性の確認を実施すること。
 - (ii) 製造されている部品及び構成品の設計との適合性を証明すること。
- (b) 各締結国当局は、相手国当局に対し、全てのデータ、図面、報告書、基準、仕様書、指示書、ガイドライン、指針、その他3.5(a)項の内容の活動の実施に必要なものを提供しなければならない。
- (c) 両締結国当局の合意により、締結国当局は、相手国当局の生産管理、技術活動に必要に応じ参加し、また相手国当局の品質保証制度による監査に、定期的に参加することができる。

4. 相互の協力及び技術的支援

4.1 耐空性継続

- (a) 各締結国当局は、本取極めの適用を受ける製品で発生した、その耐空性に関する疑義が生じる恐れのある事故やインシデントの耐空性の分野での分析を全面的に支援しなければならない。
- (b) 輸出国当局は、自国で設計又は製造された製品について、航空の用に供した後に発見されるうる設計上の全ての不安全状態の是正措置を講じなければならない。この是正措置には主契約者との契約下で供給者が設計/製造した装備品に関するものを含むものとする。
- (c) 輸出国当局は、自国で設計又は製造された製品について、耐空性継続のために輸入国当局により必要と考えられる措置の決定の際に輸入国当局を支援しなければならない。
- (d) 各締結国当局は、締結国のいずれかで設計又は製造され、かつ本取極めに基づいて又は本取極めの発効日前に輸出入された製品について、耐空性継続のために必要な全ての改修指令事項、特別検査、特別運用限界その他必要と思われる措置について、相手国当局に対し周知しなければならない。

4.2 技術的支援及び協力

- (a) 輸出国当局は、輸入国当局の要請があるときは、自国で設計又は製造された製品について、輸入国当局の下で実施された設計の大変更又は大修理が、当該製品が輸出国当局により当初承認された際の耐空性基準及び環境基準に適合しているか否かの決定の際に、輸入国当局を支援しなければならない。
- (b) 各締結国当局は、耐空性及び環境適合性に関する自国の全ての法令、規則、基準、要件及びその証明承認制度を相手国当局が入手できるようにしなければならない。
- (c) 各締結国当局は、実際上可能な限り、耐空性及び環境適合性に係る証明承認制度の重大な変更案で本取極めに影響を及ぼすおそれがあるものを事前に相手国へ周知し、相手国当局にこれに対する意見を述べる機会を与え、また相手国の意見を充分考慮しなければならない。
- (d) 相互の同意及び要請に基づき、各締結国当局は、技術的評価及び支援をできる限り相手国当局へ提供しなければならない。
- (e) 両締結国当局は、双方が関心を持った場合には、本取極めの下での製品に対する合同型式証明業務を実施することがある。

5. 解釈の優先

本取極めの下での証明、承認又は受諾に関し、輸入国当局により規定された耐空性基準、環境基準又は設計に関連する運航要件の解釈に相違がある場合は、輸入国当局の解釈が優先する。

6. 責任

6.1 実施

CABの航空機安全課長並びにTCCAの航空機証明課長及び整備製造課長は、本取極めの管理及び運用の責任を有する。

6.2 組織変更

締結国当局は相互に、本取極めの規定の管理及び運用に影響を及ぼす組織上の重要な変更（6.1項に掲げられた人物の身分を含む。）について周知することとする。

6.3 改訂

BASAの第V条に基づき、締結国当局は、本取極めについて共同で見直し、文書での同意により適宜改訂することとする。

7. 解釈

本取極めの解釈又は適用に関するいかなる意見の相違も、BASAの第IV条「論争の解決」の

規定に基づいて協議により解決されなければならない。

8. 効力の発効

- (a) 本取極めは、署名により発効し、BASAの第V条の規定に基づきその効力が継続される。
- (b) 本取極めは、(a)の署名により、1999年10月22日に発効した技術取極めに代わるものとする。

9. 経過措置

- (a) 3.4(a)項に拘わらず、輸入国の設計承認がなく、2002年10月4日以前に、同型式の民間航空製品の耐空性又は環境適合性が輸入国当局により証明された民間航空製品の装備品又は部品若しくは構成部分であって、輸出国当局又は輸出国当局の規則に従って指名された者が、輸入国当局に対し、当該民間航空製品の装備品又は部品若しくは構成部分が、輸出国当局により承認された設計形態に一致し、かつ、安全に運航できる現状にあると証明した場合は、輸入国当局は、輸出国当局の規則に従って実施された技術的評価、決定、試験及び検査に対して、自国が輸出国の証明日に実施したと同等の効力を与えなければならない。
- (b) 3.4(b)項から3.4(d)項の規定は、9.(a)項の場合に準用する。

日本国国土交通省航空局

(署名)

宮下 徹

航空機安全課長

2002年11月8日

カナダ国運輸省航空局

(署名)

Martin Eley

航空機証明課長

(署名)

Donald Sherritt

整備製造課長

2002年11月22日

APPENDIX 1

承認された型式設計に重大な影響を及ぼす設計変更の例

以下の設計変更は、輸入国によって承認された型式設計に重大な影響を及ぼすものと考えられる。

- (a) 客室内装形態の重大な変更
- (b) 輸入国の型式証明データシートの変更を伴う設計変更
- (c) 飛行規程の限界事項の変更を伴う設計変更
- (d) 輸入国が受け入れた飛行規程（追加飛行規程を含む）に記載のない航空機形態となる設計変更
- (e) 耐空性継続のための指示書の耐空性限界の変更を伴う設計変更
- (f) 輸入国当局によって規定された付加条件に影響を及ぼす設計変更
- (g) 基準の適用除外又は同等の安全性確認を要する又はそれに影響する設計変更
- (h) 製造者又は輸出国当局によって必要と考えられるその他の設計変更